

岩美町から

空き家をお持ちのみなさまへ

お持ちの建物を適切に管理するための制度のご案内です

適切に管理しないと…

屋根瓦や外壁が
飛ばされたり剥離する

倒木などの危険性



雑草が生い茂る

窓ガラスが割れて飛散する

ブロック塀の倒壊

野生動物のすみかになる

今はよくても、放置していると…

さまざまな問題が！！

発生する可能性があります。

破損・倒壊による周辺被害

屋根や外壁が、風などにより飛散し通行人や周辺家屋などに被害が生じると、所有者や管理者が責任に問われる可能性があります。

防災上のリスク

地震や台風などの災害時に、建物の倒壊や火災で避難経路がふさがれてしまうと、被害の拡大や対応の妨げになってしまうことも…。

防犯上のリスク

不法侵入や残された家財の盗難、放火などの犯罪につながってしまう可能性があります。

環境への悪影響

ごみの不法投棄や樹木の繁茂によって害虫や悪臭の発生源になってしまうことも…。

注意

「資産価値が下がる」「かかるコストが増える」「賠償のリスクを負う」など、費用負担が結果的に大きくなっていきます。

適切な管理がされていない空き家は市町村から指導などがなされる場合があります。

空き家の適切な管理は、法律により所有者等の責務とされています。

周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家等については、法律に基づく「特定空家等」または「管理不全空家等」に認定され、町から指導や勧告などの措置がなされる場合があります！

こうになってしまう前に！！



サポート制度などの紹介は裏面へ！

利活用を考える～岩美町空き家バンク制度～

空き家バンク制度とは…

岩美町内の空き家を有効に活用するための「空き家情報登録制度」のことで、

空き家をお持ちの所有者様に登録いただいた物件情報を、移住などで住まいを探している希望者様へ紹介します。

賃貸や売買で登録ができます。

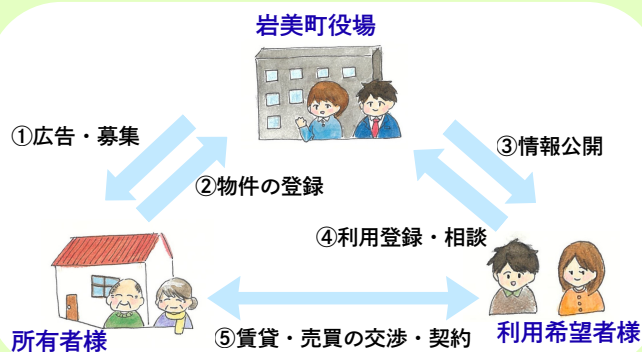
空き家バンクに登録されると、固定資産税の一部助成や、入居者（購入者）決定時の家財処分費の補助などのサポートを行っています。

※登録できる物件には条件があります。

※利用にあたっては事前登録が必要となります。

窓口またはお電話にてお問合せください。

担当課：岩美町役場 企画財政課 0857-73-1412



※交渉・契約については、本人同士で行っていただきます。
必要な際は専門家による相談窓口へご案内ができます。

解体を考える～岩美町空家等解体撤去事業費補助金～

岩美町空家等解体撤去事業費補助金とは…

岩美町内の空き家のうち、災害が発生した際に

「倒壊すれば道路をふさいでしまう」「隣の家を破損させてしまう」など、周辺への影響が想定される空き家等について予防的に解体を行う場合に使用できる補助制度です。

周辺の生活環境に悪影響を及ぼしているもの

及ぼすおそれのあるものとして、法律に基づく「特定空家等」

「管理不全空家等」に認定されている空き家等の解体に要する費用についても同様に補助を行います。

担当課：岩美町役場 総務課 0857-73-1411

※各事業についての補助対象となるための詳しい要件などは、ホームページを確認いただくか、担当課までお問い合わせください。

対象となる空き家

✓「予防的除却」

- ・昭和56年5月31日以前に建築されたもので、1年以上利用がないこと。
- ・倒壊すれば、道路や隣接建物に被害を与えるおそれがあるもの。
など。

補助率：4/5

補助上限：100万円

相談したい～ワンストップ相談窓口～

ワンストップ相談窓口とは…

空き家を「処分したい」「メンテナンスしたい」「リノベーションしたい」「相続問題を解決したい」など、空き家に関するお悩みを総合的に受け付ける窓口です。とっとり空き家利活用推進協議会が開設しています。各分野ごとの専門団体がサポート。相談先がわからない、お悩みが複数ある場合などに、ご利用ください。

URL:<https://akiya-rikatsuyou.org> (とっとり空き家利活用推進協議会のHP)

TEL:090-4659-1908 (鳥取県東部地区の担当につながります)

